

〈居 宅 介 護 支 援〉 重 要 事 項 説 明 書

医療生協かながわ生活協同組合 ケアセンターよこはま

1. 運営法人の概要

名称	医療生協かながわ生活協同組合
代表者名	池田 俊夫
法人本部所在地	横浜市戸塚区戸塚町 3880 番地 2 TEL 045-862-9244
実施事業の概要	医業・居宅介護支援事業・居宅サービス事業
事業所数	14ヶ所

2. 事業所の概要

事業所名	医療生協かながわ生活協同組合 ケアセンターよこはま
所在地	横浜市戸塚区戸塚町 167 番地 まこと第 2 ビル TEL 045-869-3480
事業所指定番号	1471001469 号 平成 17 年 6 月 1 日 指定
管理者	伊従 理江
サービス提供地域	横浜市戸塚区 ・ 泉区 ・ 栄区
併設する介護事業所	訪問看護ステーションとつか(訪問看護) ヘルパーステーションとつか(訪問介護)

3. 業務日及び業務時間

業務日	月曜日～金曜日 土・日・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は休業とします。
業務時間	9:00～17:00

4. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	常勤 1 名
介護支援専門員	利用者からの相談に応じるとともに、ケアプランの作成を行います。	常勤 3 名 非常勤 名

5. 事業の目的

医療生協かながわ生活協同組合が開設するケアセンターよこはまが行う指定居宅介護支援の事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

6. 事業所の方針

- (1) 居宅サービス計画にあたっては、利用者の意思を尊重し、状況に応じて利用者が自立した生活を営むことができることを目標とします。相談を受けたら利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。行政や地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等、多様な事業者から総合的にサービスが提供されるよう、公正中立な立場でケアプランを作成するとともに、サービス事業者との連絡・調整を行います。
- (2) ケアプランに位置付けるサービス事業所について、利用者は複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- (3) 事業所は、利用者が医療機関等への入院・入所が必要な場合には、在宅生活に係る状況等について医療機関等へ情報提供します。

7. 指定居宅介護支援事業の提供方法、内容

- (1) 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとします。
 - 一 課題の分析について使用する方法は独自方式を用います。
 - 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室・その他にて、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じます。
- (2) 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとします。
 - 一 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供します。
 - 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
 - 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
 - 四 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
 - 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とします。
 - 六 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
 - 七 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付します。
 - 八 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合でも、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行います。
 - 九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）します。モニタリングの結果についてはその都度記録します。

8. 利用者負担

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域を越える地域に訪問・出張した場合、交通費の支払いは必要ありません。

9. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡し、必要な措置を講じます。事故等の状況及び行った処置等について記録に残します。必要に応じ、市町村・関係機関へ報告します。

医療機関等	医療機関名
	主治医氏名 電話番号
緊急連絡先	氏名 続柄()
	電話番号

10. 秘密保持

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者、または家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。従業者は事業所の退職後も、業務上知り得た利用者、または家族に関する秘密及び個人情報について漏らすことはありません。

11. 特定事業所に関する緊急時の連絡先

当事業所は、専門性の高い人材を確保し質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、特定事業所加算を取得しています。それに伴い、必要に応じて利用者からの相談に対応できるよう 24 時間連絡体制を取っています。

緊急時の連絡先電話番号	090-8590-2449
-------------	---------------

12. 虐待の防止

事業所における虐待防止のために指針を整備し、対策を検討する委員会とその内容の従業者への周知、研修を定期的に実施します。また、虐待やその疑いを発見した場合は、直ちに市町村へ通報します。（担当者：管理者）

13. 身体的拘束等の適正化

利用者または他者の生命、身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

14. 相談窓口・苦情対応

* サービスに関する相談や苦情の窓口等は裏面に記載。

15. その他

- (1) 事業所は利用者に質の高いサービスを提供するため介護支援専門員に研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。（採用時研修：2か月以内に実施、継続研修：年2回実施）
- (2) 事業所は介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、自らが感染源とならないよう努めます。
- (3) 非常災害時には地域の各機関と連携し、利用者の状況把握に努めます。
- (4) 当事業所は第三者評価の実施はありません。
- (5) 感染症や災害等の発生時にサービスを継続できるよう、業務継続計画を策定し定期的に見直します。計画に従業者に周知するとともに、定期的に研修及び訓練を行います。
- (6) 当事業所では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を継続して確保することを大切にしています。そのため利用者様又はご家族等からの言動が、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害すると判断される場合（大声での叱責・威圧的な言動・過度な要求・長時間の拘束など）は、組織として対応させていただき、サービス提供方法の見直し等についてご相談させていただくことがあります。なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

年 月 日

上記により重要事項を交付し、説明しました。

（事業者） 医療生協かながわ生活協同組合
（事業所） 医療生協かながわ生活協同組合 ケアセンターよこはま

（説明者） _____ (印)

上記のとおり説明を受け同意し、交付を受けました。

（利用者） 氏名 _____ (印)

（代理人または立会人） 氏名 _____ (印) （続柄 _____）

（注）「立会人」は緊急時などに利用者の立場に立って事業所との連絡調整を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は法的な義務等を負うものではありません。

* 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当 事 業 所	電話番号	045-869-3480
	FAX 番号	045-865-5035
	責 任 者	伊 従 理 江
	対応時間	9:00～17:00(営業日)

○ 次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

横浜市 はまふくコール (横浜市 苦情相談コールセンター)	所在地	横浜市中区本町6-50-10
	電話番号	045-263-8084
	FAX番号	045-550-3615
	対応時間	月～金曜日の午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

戸塚区役所 高齢・障害支援課 介護保険担当	所在地	横浜市戸塚区戸塚町16-17
	電話番号	045-866-8452
	FAX番号	045-881-1755
	対応時間	月～金曜日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分

泉区役所 高齢・障害支援課 介護保険担当	所在地	横浜市泉区和泉町4636-2
	電話番号	045-800-2436
	FAX番号	045-800-2513
	対応時間	月～金曜日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分

栄区役所 高齢・障害支援課 介護保険担当	所在地	横浜市栄区桂町303-19
	電話番号	045-894-8547
	FAX番号	045-893-3083
	対応時間	月～金曜日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分

※その他各市町村・区役所の介護保険課等でもご相談、苦情申請等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	月～金曜日の午前8 時 30 分～午後 5 時 15 分